

【届書・申請書名】

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届

【手続概要】

昇（降）給等により固定的賃金に変動があり、変動月以降引き続く3か月に受けた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額等級との間に2等級以上の差が生じ、3か月とも支払基礎日数が17日以上あるときに届出が必要です。

これにより、固定的賃金の変動があった月から起算して4か月目から標準報酬月額の改定（随時改定）が行われ、保険料や保険給付の額が変更されます。

【手続根拠】

健康保険法第43条、第48条

健康保険法施行規則第26条、

厚生年金保険法第23条、第27条

厚生年金保険法施行規則第19条

【添付書類】

なし

（改定月の初日から起算して60日以上遅延した届出の場合）

賃金台帳（報酬の変更があった月の前月分から届出のあった月の直近支払分まで）のコピーおよび出勤簿（報酬の変更があった月以降3か月分）のコピー

【提出者】

事業主

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

すみやかに